

○内閣府告示第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正したので告示する。

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>）により公表する。）

附 則

1 この告示は、令和三年二月一日から施行する。

2 改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の規定は、施行日以後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）に要する費用の額の算定について適用し、施行日前の特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。